

## 令和5年度 第1回南阿蘇村使用料等審議会 概要

1 日 時 令和5年4月21日（金） 午前10時～午前11時10分

2 場 所 南阿蘇村役場 庁議室

3 出席者 委 員 5名（1名欠席）  
事務局 村長、総務課3名他公共施設所管課

4 諮 問 村立小・中学校、旧小学校の体育館等の使用料について諮問

### 5 議事要旨

(1) 令和4年度の振り返り（資料1）

➤ 事務局から説明。使用料適正化の目的や算定方法、今後取組を進めていくべき事項等を振り返り。

(2) 各施設における使用料の算定について（資料2-1～2-3）

➤ 事務局から説明の後審議。使用料の算定過程は以下のとおり。

① 対象施設

➤ 村内の小・中学校、旧小学校の体育館等（小・中学校施設は夜間の開放を想定）

② 村内居住者の使用料

➤  $\text{使用料} = \text{使用料原価} \times \text{受益者負担割合}$ （10円単位切上げ）・・・ I

➤ Iの金額 < 平成23年7月までの徴収額 × 2の場合、Iの金額

Iの金額 ≥ 平成23年7月までの徴収額 × 2の場合、平成23年7月までの徴収額 × 2

➤ 上記により算出された金額が類似施設間で異なる場合は金額を統一

③ 村外居住者の使用料

➤  $\text{使用料} = \text{村内居住者の使用料 (②)} \times 1.5$ （10円単位切上げ）

④ 使用料原価の算定

➤ 経費は、施設の維持管理に要した費用及び減価償却費の令和元年度から3年度の平均値、年間利用可能時間及び稼働率は令和3年度の数値。

$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}$

⑤ 受益者の負担割合

➤ 対象施設におけるサービスの提供（設置、運営等）は、行政が担うべきものではあるが、大多数の住民において日常的に必要とされるものではないため、各施設とも利用者の負担割合は25%とする（使用料原価のうち25%を利用者が負担。10円単位切上げ。他の体育館と同様の整理）。

⑥ 受益者負担の緩和措置

- 使用料の急激な増加による利用者の減少等を避けるため、各施設とも平成23年7月まで徴収していた金額の2倍を上限とする。

⑦ 類似施設間での調整

- 類似施設間で稼働率に偏りが生じないよう金額を調整。

⑧ 村外居住者の使用料

- 村内居住者と同額とすると、多くの施設で現行の金額から変動しない点や、税負担の点などから、各施設とも1.5倍に割り増し（10円単位切上げ）。

(3) 各施設の使用料（案）について（資料3）

- 事務局から説明。審議の結果、使用料の算定過程及び金額については適当と判断いただいた。答申の文言については会長一任（答申は令和5年5月中に実施予定）。

○ 主な御意見

- 今後の使用料の算定（見直し）においては、施設ごとの利用状況に応じた金額を設定するため、時間帯ごとの利用状況や利用者の属性等のデータの収集、分析は必須。
- 使用料を見直す施設が無い年度も、各施設の利用状況や稼働率の上昇に向けた取組状況を報告するなど、進捗管理を徹底すること。
- 村内に講演会等で使用できる施設（いわゆる大会議室）が1つしか無いので、利用希望が重複することも想定しておいたほうがよい（他に貸し出せる施設があるのか今一度整理が必要）。
- 利用者が施設の比較検討を行いやすいよう、ホームページやパンフレットに情報を整理するなど、利便性の向上に努めること。

以上